

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 22 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330044

研究課題名(和文) 多文化共生社会の言語権・社会権・参政権に関する国際的比較研究

研究課題名(英文) Comparative analysis of the language rights, social rights, and voting rights in multicultural societies

研究代表者

飯田 文雄 (IIDA, FUMIO)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70184356

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,700,000円、(間接経費) 4,110,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、世界各地で展開されつつある多文化共生社会形成のための政治過程において、2000年代半ば以降に生じた多様な変化について、言語権・社会権・参政権という3つの具体的な権利のあり方を手がかりとして、北米・西欧・東欧各国の諸事例に関する詳細な国際比較を行い、多文化共生社会の特質とその近年の変容に関する体系的・総合的な知見を獲得することを目指すものである。

研究成果の概要(英文)：This project attempts to conduct a comprehensive research on the features of multicultural societies by engaging in a comparative case analysis of the political processes of North-American, West European, and East European countries. It does so by focusing on the new issues over the past decade regarding minority cultures and multicultural policies in terms of language rights, social rights, and voting rights.

研究分野：政治理論

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：多文化主義 政治思想史 政治史 ロールズ キムリカ 共生社会 少子高齢化 比較政治

1. 研究開始当初の背景

本研究は、多文化共生社会形成を目指す世界各国での多様な運動や政策に生じつつあった、極めて重大な変化を背景として構想された。つまり、一方において、多文化共生を巡る問題群は、北米の先鋭的先住民運動や旧東欧での民族紛争等に端的に象徴されるように、1980年代以降一貫して、世界の各国における最大の政治的争点であり続けた。しかし他方、そうした多文化共生をめぐる各国の政治的争点は、2000年代半ば以降、少数派文化側の比較的短期的な利益確保に関わる政策論の次元から、彼らのより長期的な利益擁護に関係し、より具体的な制度的装置としての権利論の次元に移行した、という重大な変化が生じつつあった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、2000年代半ば以降多文化共生社会において生じた新たな変化を、言語権、社会権、参政権という3つの権利類型に則しつつ明らかにすることを目指した。より具体的には、本研究では、(1)政治哲学と政治史学の協力により、2000年代半ば以降の多文化共生論の先行研究を分析し、多文化共生社会研究の総合的分析枠組みを構築すること、(2)この分析枠組みを用い、北米(アメリカ・カナダ)・西欧(イギリス・ドイツ・ベルギー)・東欧(ロシア・バルカン)各国の3権利領域における近年の具体的な変化を解明すること、(3)各国の近年の変化を、各国の多文化共生論の史的的特色と比較するとともに、日本の多文化共生社会構築の政策的示唆を得ること等を目指した。

3. 研究の方法

国内及び国外で以下の各作業を行った。
(1)国内での各人の個別活動として、所属先図書館や国会図書館等での文献収集を行った。その際、各権利領域に関する先行研究を幅広く収集し、多文化共生社会研究の総合的分析枠組みを構築することを目指した。
(2)国内でのメンバーの共同活動として、各年度可能な限り多くの全員参加研究会・一部メンバーによる研究打ち合わせを行った。ここでは、各個人の先行研究分析知見の共有、海外調査の成果報告、論文草稿の相互批判、外部ゲストの研究報告等を行った。(3)海外作業として、調査対象国に一定期間滞在し、各国の図書館・資料室等において資料収集を行い、各国の研究者や政策実務家らとの意見交換を行なった。(4)日本政治学会・国際政治学会、APSA等の諸学会でメンバーが研究報告を行った。

4. 研究成果

(1)飯田文雄

イギリスの3権利領域全体に関する分析を行うと同時に、近年の言語権・参政権を巡る理論動向に関する個別事例研究を行い、以下

の知見を得た。

イギリスにおいては従来、北米の多文化主義を特徴付ける先住民類型が不在である結果、多文化共生論の主たる関心が、移民類型の諸権利、特にその社会権擁護に限定されて限定されてきた点に特徴があった。同時にここでは、北米の多文化主義で多く見られた言語権や、多数派議会への代表選出要求や保留地自治などを典型例とする参政権に関する関心は相対的に希薄であった。

しかし本研究では、近年のイギリスの議論とりわけその主流を占める理論的研究の成果を分析した結果、こうした傾向に大きな変化が生じつつあることが判明した。第一に、言語権については、近年女性のアイデンティティ要求と類比的なものとして、文化的少数派のアイデンティティ要求に関しても一定の理解を示す、フィリップスに典型的な立場がフェミニズム内部で有力化しつつあり、ここでは、成人の少数派言語使用権や子供に対する少数派言語教育の限界など、北米的な言語権論と同種の議論が開始されつつある。第二に、参政権についても、従来イギリスでは北米に比べ議論の遅れが目立っていたが、近年グディンがいわゆる「政策決定の影響下にある人間全員に対して決定参加の権利を付与する原理」を提起した結果、こうした状況が大きく変化し、文化的少数派の参政権に関する関心が高まりつつある。

もっとも、こうした近年の議論に対しては、既に一定の批判も開始されており、例えばそうした観点から、ミラーのナショナリズム論の変化などに関して、今後より体系的な分析を加えることが不可欠に思われる。

(2)月村太郎

旧ユーゴ諸国の3権利領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、パワーシェアリング(power sharing、以下「PS」と略称)による3権利の保障と政治的安定性との関係について研究を行った。

PSが字義の通りに「権力共有」を意味するのであれば、権力を分権化した様々なシステムもPSに含まれる筈である。しかし、PSがほぼ多極共存制(consociation)と同義であることはしばしば指摘されている。多極共存制は、オランダの政治学者レイプハルト(Arend Lijphart)が、多民族地域における政治的安定性の比較研究の結果、民主制には多数決型と異なるパターンがあるとして提唱したものである。レイプハルトによれば、多極共存制の要素とは、大連合内閣、拒否権、資源配分における比例制原理、各民族内の自律性の確保、である。最後の要素から、PSが3権利の保障に有効であることは明らかである。

PSは、紛争後の政治システムとしてこれまでに数多く取り上げられてきた、旧ユーゴ諸国のうち、ボスニアとコソヴォがPS(的な)システムを採用している。しかし、ボスニアでは2014年2月に全国規模の暴動が発生し

たし、コソヴォも国民統合にはほど遠い現状である。両国とも政治的行き詰まりが顕著である。同じく、旧ユーゴ紛争の舞台となったクロアチアでは、政府が1995年に民族的少数派をほぼ壊滅させている。その直後に国際社会はクロアチアを強く非難したが、クロアチアは2013年7月に念願のEU加盟を果たした。ボスニア、コソヴォとクロアチアとを対照させてみるならば、国際社会が強く関与しようとも、PSが有効に機能しない可能性がある。PSが必ずしも期待通りに機能しないという事実は、他の事例でも見られる。その原因が、各事例の政治アクターの行動にあるのか、PSに内在的なものなのかについては、今後の研究課題としたい。

(3)辻康夫

カナダにおける多文化共生の要素の一つとして、政治的重要性が高まっている先住民問題の分析を行い以下の知見をえた。カナダの先住民における言語権、社会権、参政権の保障の問題は、この三者が密接に結びつく形で推移してきた。19世紀から20世紀中葉における植民地主義的な同化政策のもとにおいては、先住民はこれらの権利を剥奪されていた。先住民は同化政策の下におかれ、その文化的権利は抑圧された。また主流社会における参政権はあたえられず、他方、保留地の統治は民主的自治の理念に基づくものでなく、参政権として評価しうるものではなかった。社会権は両義的性格をもつ。一方で、先住民は社会的・経済的参画を著しく制限されるが、他方において、同化政策の手段として、福祉サービスが活用された。20世紀中葉からは不平等が是正されてゆき、参政権、社会経済的権利が与えられ、言語の復興が行われる。

しかしながら、こうした形式的な権利をこえた実質的な権利の保障は完全には実現されていない。20世紀の末からは、先住民の側のナショナリズム、政府の側の新自由主義の潮流がつよまる。政府は、民間資本とのパートナーシップによって経済開発を行うことで先住民の雇用を促進し、これによって福祉を縮減することを意図する。その個人主義的なビジョンの中では、言語権や参政権の実質的な保障の問題はトーンダウンすることになる。他方、先住民のナショナリズムは言語の復興を重視し、政治的な自治を要求する。経済的開発については、先住民のなかで意見がわかれるが、コミュニティの主導で社会権の実質化をめざす方向が有力である。このようにカナダの先住民をめぐるのは、古い植民地主義、20世紀中葉の福祉国家の政策、20世紀末からの新自由主義、先住民の抵抗運動が重層的に作用していること、言語権、社会権、参政権の問題が密接に連動していることがわかった。

(4)網谷龍介

ドイツとオーストリアにおける3権利領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、社会権の問題に関してやや立

ち入った検討を行った。

いずれの国も、いわゆる保守主義型（コーポラティズム型）福祉レジームの類型に属する事例であり、伝統的には、労働市場における地位が社会保障給付に反映されやすい、階層性が存在していた。だが1990年代以降の社会保障改革の中では、一方において公的年金そのものの給付水準の切り下げと、代替としての民間の付加年金制度（いわゆる「二階」「第二の柱」部分）の導入など、公的制度の比重の低下が見られる一方で、最低給付水準の国家による保障という側面が、以前に比べ前景化することとなっている。これは一義的には、とりわけ長期失業者に対する保障をどのような制度を通じて行うか、という選択の問題であり、経済の柔軟化に付随する格差や貧困といった問題への対応手段でもある。

しかし本研究の分析視角との関係で言えば、このような改革は社会保障のある種の「普遍化」としての意味を持つ。すなわち、特定のライフコースを前提とした上で、「典型的なキャリアをたどった人間＝ネイティブの男性」に高い給付水準を保障することがこれらの社会保障システムの基本原理であったところ、新しく導入されつつある制度は、多様なライフコースに対応可能なものであり、多様な社会的バックグラウンドを持つ人々からなる社会により適合的だと考えられるのである。その意味で、社会保障制度の普遍主義化は、多文化社会にも対応しうるポテンシャルをもつと考えられる。

他方で、このような新しい傾向は、既存の制度が前提としていたヨコの「連帯」の枠組を掘り崩す作用をも含んでいる。特に労働組合が担ってきた「下からの社会権」＝社会保障の自律的形成、という側面がこれから維持し得るか否かさらに検討が必要である。

(5)早川誠

米国の3権利領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、参政権に関して研究をおこなった。これには、ヨーロッパを中心に「多文化主義の失敗」や「多文化主義からの撤退」が論じられるようになる中、言語権や社会権の問題が、アメリカでも相対的に論じられる頻度が少なくなってきたという背景がある。

他方で、権利論というよりも、市民教育のような形であれば、多文化主義がむしろ定着したと見ることもできる。特に参政権については、2000年代前半の熟議などを通じた内部少数派への対応といった論点を前提とした上で、2000年代後半からは権利付与という限定的な局面ではなく広く政治的な代表のあり方を問う局面に多文化主義の発展的な継承を試みる理論展開が見られた。

たとえばアイデンティティの政治は、マイノリティ集団がいかに政治プロセスに代表されるかという、より一般的な制度問題へと包含されてきている。議会制民主主義は、ただ民意を反映するプロセスではなく、民意を

変容させるために民主制を活性化させる装置だと考えられるようになった。アメリカ議会研究でも、共和党・民主党間の熟議の試みなどに付随して、マイノリティを巻き込む動的な機能が重視されるようになってきている。

こうした問題提起は、選挙制度のあり方をめぐる議論にも及んでいる。もちろん、ヨーロッパで採用されているようなクォータ制の主張なども見られるが、他方で、マイノリティのアイデンティティを固定化し内部少数派を抑圧してしまう可能性を危惧し、ランダム・サンプリングにより有権者を抽出しようという主張も見られる。また、代表されるマイノリティの地域分布に意を用いるだけではなく、代表者側にも目が向けられ、民族への帰属にとらわれずマイノリティへの共感に期待する「アドボカシーの政治」といった論点も生じてきている。

(6) 渋谷謙次郎

ロシア連邦における3権利に関連して、とりわけ労働移民を題材に2000年代のロシア社会の状況を研究した。その結果近時ロシアで、<欧州は移民の多文化主義的な社会統合が失敗し、宗教的原理主義や極右の台頭を招いた>という認識が強まっており、ロシアはその二の舞を踏まないという意識が強まっていることがわかった。

そこから、北米や欧州の多文化主義モデルはホスト社会の文化や言語、慣習などの尊重を生み出さず、ロシアでは受容しがたいとみなされる傾向が強まっている。しかし他方、ロシア独自の移民統合モデルが生み出されているかということ、必ずしもそうとは言えない現実の数々がある。とりわけ中央アジアやカフカース諸国からの労働移民が差別や偏見の対象となるケースが目につく。またそれらの移民が必ずしもロシア語を十分に身につけているとは限らないため、種々の不利益を被ることがあり得るし、刑事手続や刑事裁判における法廷通訳も十分とは言えない。ロシア当局としては労働移民の入国に際しての言語試験(言語資格)などを課そうとしているが、むしろ移民のホスト社会への文化的同化を目指しているわけではない。

そもそもロシアにおいても、欧州と同様、移民排斥的なグループや極右集団が都市を中心に活動しており、チェチェン紛争等を通じて宗教的原理主義の問題に直面してきた。ロシアにとって欧州は他人事ではない。むしろホスト社会と中央アジアからの労働移民などとの間に分断が進んでいるともいえ、多文化主義を批判しつつも、それに対する有効なオルタナティブを明確に示すことができぬまま、移民の管理が強まっている傾向がある。

むしろ、ロシアにおいては労働移民に対しては何ら権利が保障されないということではなく、法的規範と現実との間には常に一定の落差が存在するのであり、今後、その両面

の推移を注視していく必要があると思われる。

(7) 津田由美子

ベルギーの3権利領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、参政権の問題に関して研究を深めた。多言語社会の実現にあたって合意型民主主義を整備してきた国が、移民の増加にともなう政治統合にどのように対応しているかの考察を通じて、ベルギー政治が抱えている多文化社会の課題を明らかにすることを試みた。研究方法としては、外国人政策に権限をもつ、連邦と連邦構成体(共同体と地域)といった国内の主要な政策決定のレベルにおいて、各政党が国籍法の改正と選挙権法改正で示した立場の違いと、それが政治過程に与えた影響を分析した。各政党はEUの移民政策の方針に影響を受け、外国人の国籍取得には条件緩和を認めるなど迅速に対応したが、外国人参政権の付与は政治争点化を回避する対応を示した。1990年代後半の非EU国籍の外国人地方参政権付与をめぐる政治過程においては、フランス語圏の政党が参政権を認める多元的・包摂的な立場を取る一方、オランダ語圏では参政権導入に反対する世論を受けて同化的・排除的立場を取る政党が多数を占めた。

分析の結果、両者の対応は、多言語主義の制度化に対する、両言語圏政党の評価の違いに依拠していることが明らかになった。政治的・社会的に優位であったフランス語を使用するフランス語諸政党は、政治統合において集団の言語権よりも個人の社会経済的立場の向上を重視し、外国人に対してもベルギー人と同等な権利を認めることで統合を実現できると考えた。他方のオランダ語諸政党は、オランダ語の地位保全是集団的言語権の確保によってのみ実現しずるとして、外国人に対しても、参政権の付与が言語的均衡を崩しオランダ語の地位を低下させる方向に働く可能性がある場合は、権利を認めない立場をとる。連邦構成体レベルへの権限移譲が進むにつれ、両言語圏の対応の違いが、参政権を始めとする外国人の諸権利に与える影響は強まっている。

(8) 浪岡新太郎

フランス共和国における言語権、社会権、参政権の3権利領域全体について分析すると同時に、特に個別事例研究として、フランスで最もその3権利領域からの排除が問題化しているムスリム系移民出身者(特に旧植民地国であるマグレブ諸国からの移民出身者)の社会権と参政権に関して研究した。

フランスにおいてイスラームは、政教分離原則と男女平等といった基本原則に対立するものとして認識され、ムスリムはフランスにふさわしくないと語られることが多い。この点について、本研究では、基本原則が他宗教には柔軟に、イスラームに対しては厳しく運用されていることを明らかにした。

ムスリム系移民出身者は実際の信仰とは

無関係にムスリムと見なされることで、雇用や教育、さらには政治参加の点において不利益を被ることが多い。具体的には、雇用の際の面接で名前や容姿から不利な扱いを受けたり、公教育における進路指導の際などに教師から否定的な評価を受けたり、労働組合など政治運動団体からその参加を拒まれることがある。この点につき本研究では、ムスリム系移民出身者の社会運動が盛んなリヨンを中心に、その実態を明らかにすると同時に反差別の観点からの政策的対応を分析した。

また、実際の信仰においても、カトリックなどに比べてムスリムの礼拝所の数は極めて少なく、そのために路上での礼拝を余儀なくされたり、豚肉を食べないといった食事上の禁忌にもとづいた食事を求めることができない。さらには、イスラームのスカーフ着用や断食期間の重労働を避けること、礼拝の時間の確保などが労働や教育、政治の場で困難である。本研究では、その実態をリヨンを中心に明らかにすると同時に、現在進行中のイスラームの代表組織と内務省との交渉過程を分析することで、フランスにおける政府-イスラーム関係を政教分離原則の運用の実際の観点から把握しようと務めた。

(9)西山隆行

アメリカの三権領域全体に関して分析すると共に、特に個別事例研究として、社会権について研究を実施した。アメリカの福祉国家に関する先行研究は、人種的、民族的多様性が福祉国家の構築と拡充を妨げてきたと強調する。一方、キムリッカらの研究は、多文化主義政策を採用しても社会福祉政策に対する支持が損なわれる証拠はないと主張する。そこで、人種的、民族的多様性が増大する中で福祉国家の基礎が形成された20世紀初頭と、1970年代以降の福祉国家縮減期を比較することで、人種やエスニシティの多様性、並びに多文化主義が福祉国家に及ぼす影響を解明した。

アメリカでは、20世紀初頭には、都市の政治家が日常の政治活動の中でマイノリティのアイデンティティや慣行を承認し、多様性が社会的、政治的亀裂に拡大するのを防止していた。だが、異質で大量の移民流入によりその手法が限界に直面すると、福祉を拡充することで、社会的多様性が社会的、政治的亀裂につながるのを防止しようと試みられた。

一方、経済成長が終焉を迎えて福祉縮減が課題となった1970年代以降、差異を強調する多文化主義は、主流文化になじめない、貧困で勤労倫理に欠ける黒人がアメリカに分裂をもたらすものと保守派によって受け止められた。その結果、多文化主義の運動とディスコースが、世論の人種偏見と相まって、保守派が福祉国家縮減を正当化するロジックに対する信憑性を与え、意図せぬ形で福祉国家縮減に寄与した。

このように、アメリカでは、福祉国家形成期には人種的、民族的多様性が福祉国家の構

築を促す一方、福祉国家縮減期には多文化主義が福祉国家縮減を正当化するロジックに信憑性を与えた。多文化主義が政策に及ぼす影響を解明するには、多文化主義の理論的内容を解明するだけでなく、多文化主義のディスコースが政治過程で果たす役割を解明することの重要性が明らかとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計26件)

1. 辻康夫「多文化主義と宗教的マイノリティ：ムスリムの統合の問題をめぐって」『年報政治学』2013-1、pp.168-188、2013年、査読無

2. 辻康夫「多文化主義理論の諸類型の検討：複合的アプローチにむけて」『法政理論』45巻3号、2013年、pp.35-59、査読無

3. 渋谷謙次郎「ロシア・東欧法(学界回顧2013)」『法律時報』85巻13号、312-314頁、2013年、査読無

4. 渋谷謙次郎「ルカーチとパンシカーニス：物象化世界における哲学と法学」『早稲田法学』87巻2号、301-323頁、2012年、査読無

5. 西山隆行「アメリカの移民政策における安全保障策と不法移民対策の検証」『甲南法学』査読無、第54巻1・2号、pp.1-54、2013年

6. 西山隆行「2012年アメリカ大統領選挙とマイノリティ政党政治のゆくえ」『甲南法学』査読無、第53巻4号、pp.111-148、2013年

7. 浪岡新太郎「La solidarité internationale comme identité collective :Kalabaw, groupe de soutien aux travailleurs étrangers sans-papiers dans un quartier de journaliers」, 査読有, *Homes & Migration Centre National de l'Histoire de l'Immigration* no1302,2013, pp137-145.

8. Ryosuke Amiya-Nakada "Experts and Academics as Ideas Generators and Promulgators: Identifying the Social Policy Community of the European Union." *University of Tokyo Journal of Law and Politics*, 9, 2012, pp. 162-182. 査読無

9. 西山隆行「アメリカの福祉国家と移民 一九九六年の個人責任就労機会調停法ならびに不法移民改革移民責任法をめぐって」『甲南法学』第52巻3・4号、pp.29-112.2012年、査読無

10. 浪岡新太郎 *Politique de dédommagement pour les agriculteurs de Fukushima?*, 査読無, *Ebisu, Revue de CNRS*, no47, pp.151-163, 2012

11. 津田由美子「ベルギー政治とジェンダー・クオータ」*獨逸法学*, 89巻、2012、145-61、査読無

12. 飯田文雄「書評・トマス・ポッケ/立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』; 伊藤持彦『貧困の放置は罪なのか』」『年報政治学』2011- 2011、p291-293、査読無

13. 辻康夫「多文化主義をめぐる論争と展望：カナダを中心に」, 日本移民学会編『移民研究と多文化共生』お茶の水書房、2011年、pp.38-56、査読無

14. 網谷龍介「オルド自由主義の呪縛? EU社会労働政策における集団と個人」, *EUIJ-Kyushu Review*, 第1号、2011年、123-154頁、査読無。

〔学会発表〕(計26件)

1. 浪岡新太郎「いま、どのように排外主義とたたかうか」『フランスにおけるムスリムの熟議民主主義』日仏会館

ANR-JSPS 共催 於日仏会館 2014年3月1日

2. 網谷龍介「マクロ変動の類型化からメソレベルの変数化へ ヨーロッパ政治研究における歴史の扱いについて」日本国際政治学会、新潟・朱鷺メッセ、2013年10月27日。

3. 渋谷謙次郎「日本の法文化論争とロシア法文化論」(ロシア語)モスクワ大学法学部憲法・地方自治法講座(ロシア) 2013年9月24日

4. 西山隆行「承認の政治と再分配政策 アメリカにおける社会福祉政策と人種政治の交錯」日本政治学会、北海道大学、2013年9月15日

5. 飯田文雄「脱出権論の再検討」、日本政治学会、2013.9.15、北海道大学

6. 辻康夫「多文化主義論の複合的アプローチにむけて」日本政治学会研究大会、北海道大学、2013年9月15日

7. Fumio Iida, "Are Exit Rights Compatible with the Moral Value of Family?" American Political Science Association Meeting, 2013.8.31, Chicago Hilton, USA.

8. 浪岡新太郎「貧困者集住地区におけるアート活動」芸術による絆の再生」日仏会館、在日フランス大使館共催、於日仏会館、2013年6月13日

9. 西山隆行「移民政策と国境問題：麻薬、不法移民とテロ対策」アメリカ学会、東京外国語大学、2013.6.2

10. Fumio Iida, "Tensions between Japanese Multiculturalism and Basic Income." Workshop: Basic Income in Japan, 2013.5.18, Doshisha Univ., Japan.

11. Ryosuke Amiya-Nakada, "The Effect of the Judiciary-Induced Policy Development: Collective Order versus Individual Rights in EU Social and Employment Policy." 19th International Conference of Europeanists, Boston Omni Parker House, USA, 2012年3月24日。

12. 辻康夫「先住民族の権利をめぐる政治哲学的考察：日本の事例を中心に」アジア人権発展国際学術研討會、淡江大学アジア研究所(台湾) 2012年2月24日

13. 浪岡新太郎「二つの原理主義：共和国原理主義とイスラーム<原理主義>」ブラジル・セアラ州立大学公共政策大学院主催、同大学院大講義室、2011年9月23日

14. Fumio Iida, "Can Exit Right Really Save Internal Minorities?" American Political Science Association Meeting, 2011.9.2, Seattle, USA

15. Ryosuke Amiya-Nakada, "The Effect of the Judiciary-Induced Policy Development." 5th General Conference of the European Consortium for Political Research, レイキャヴィク・University of Iceland, Iceland, 2011年8月26日。

〔図書〕(計18件)

1. Yannick Vanderborght, Toru Yamamori, Fumio Iida (et. al.), *Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State*, 2014, Palgrave Macmillan (In print).

2. 西山隆行『アメリカ政治 制度・文化・歴史』三修社、2014年刊行予定(印刷中) 240頁

3. 杉野敦、早川誠也、岩波書店、『岩波講座政治哲学 4 国家と社会』2014、244(77-102)

4. 川出良枝、辻康夫他『主権と自由』岩波書店、2014年240頁(193-215)

5. 月村太郎『民族紛争』岩波書店、2013年、全228頁、査読無

6. 月村太郎編『地域紛争の構図』晃洋書房、2013年、全298頁(1~16、237~262頁)

7. 羽場久美子、月村太郎他『EU(欧州連合)を知るための63章』明石書店、2013年、400頁(242~245)

8. 月村太郎編『地域紛争の構図』晃洋書房、2013年、全298頁(1~16、237~262頁)

9. 羽場久美子、月村太郎他『EU(欧州連合)を知るための63章』明石書店、2013年、400頁(242~245)

10. 鎮目真人・近藤正基編、西山隆行『福祉国家の比較分析 理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房、2013、368頁(288-309)。

11. 林田敏子・西山隆行他『警察』ミネルヴァ書房、2012年、497(277-321)頁。

12. 渋谷謙次郎、砂野幸穂他『多言語主義再考 - 多言語状況の比較研究』三元社、755(194-214)頁、2012年

13. 羽場久美子、月村太郎他『ロシア・拡大EU(世界政治叢書4)』ミネルヴァ書房、2011年、全351頁(187~203頁)

14. 宮本太郎・網谷龍介他『働く 雇用と社会保障の政治学』風子社、2011年、296頁(264-295頁)。

15. 田村哲樹・網谷龍介他『模索する政治：リベラル・デモクラシーと福祉国家の行方』ナカニシヤ出版、2011年、全366頁(319-341頁)。

16. 押村高、早川誠、羽場久美子他、ミネルヴァ書房『世界政治叢書10 世界政治を読み解く』2011、332頁(33-50)

17. 津田由美子他編『北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房、2011、309頁(143-65,285-95)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 文雄(IIDA, Fumio)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70184356

(2) 研究分担者

月村 太郎(TSUKIMURA, Taro)
同志社大学・政策学部・教授
研究者番号：70163780

辻 康夫(TSUJI, Yasuo)
北海道大学・法学研究科・教授
研究者番号：20197685

網谷 龍介(AMIYA, Ryosuke)
津田塾大学・学芸学部・教授
研究者番号：40251433

早川 誠(HAYAKAWA, Makoto)
立正大学・法学部・教授
研究者番号：80329010

渋谷 謙次郎(SHIBUYA, Kenjiro)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50346277

津田 由美子(TSUDA, Yumiko)
獨協大学・法学部・教授
研究者番号：30247184

浪岡 新太郎(NAMIOKA, Shintaro)
明治学院大学・国際学部・准教授
研究者番号：40398912

西山 隆行(NISHIYAMA, Takayuki)
甲南大学・法学部・教授
研究者番号：30388756